

保険証を介護施設に預けたい

【相談要旨】

母は介護施設に入所しており、医療機関の受診に備え、保険証を施設に預けている。保険証は7月で有効期限が切れ、それ以降、マイナ保険証になるが、施設ではマイナンバーカードを預かれないという。どうしたらよいか。



【回答】

健康保険証は、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなり、原則、マイナンバーカードを健康保険証として利用することとなりました（マイナ保険証）。

マイナンバーカードは本人管理が基本であるものの、入所時の契約等の合意に基づき、施設側で預かることは可能です。しかし、適切な管理体制を整える必要があるため、ご相談の場合のように、施設によっては、預かれない場合もあります。

この場合、マイナ保険証に代えて、資格確認書を介護施設に預けることで、医療機関を受診することができます。

資格確認書は、マイナ保険証を持たない方には、本人が申請しなくても、従来の健康保険証の有効期限が切れる前に、保険者から交付されます。

既にマイナ保険証を持っている場合でも、高齢、障害などで利用が困難な方は、申請により資格確認書が交付されます。

資格確認書の発行についての詳細は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

【一口メモ】

マイナ保険証を利用する際には、利用登録を行い、病院等の窓口で本人確認を行う（顔認証または暗証番号の入力）必要があります。

従来の健康保険証は、有効期限までの間（最長で令和7年12月1日まで）、利用可能ですが、これ以降、マイナ保険証を利用登録していない方は、資格確認書を使用することになります。

（令和7年6月2日 日本海新聞掲載）